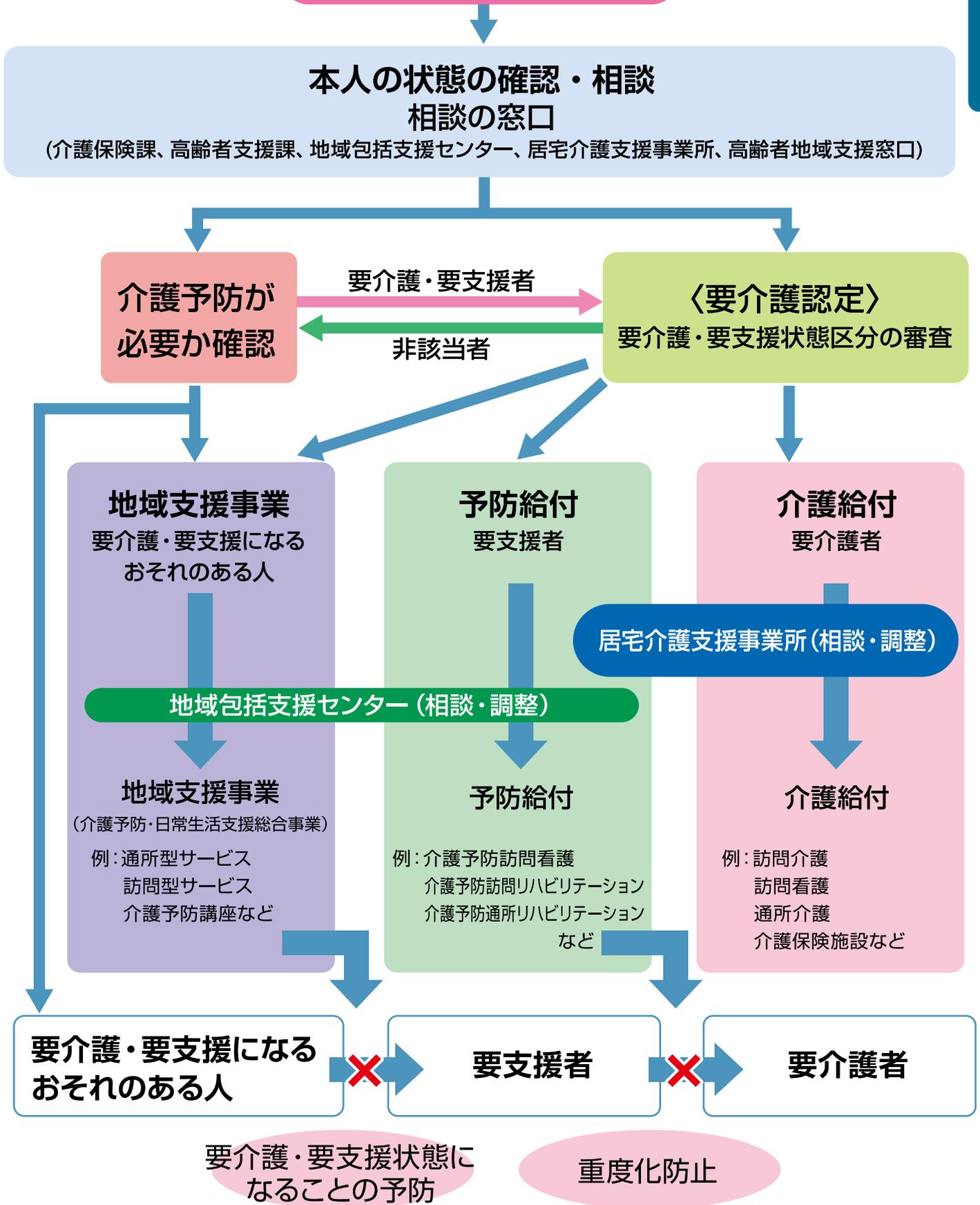


介護保険制度とは？

高齢者をささえるしくみ

支援の必要な高齢者

介護保険制度とは？



介護保険制度のしくみ

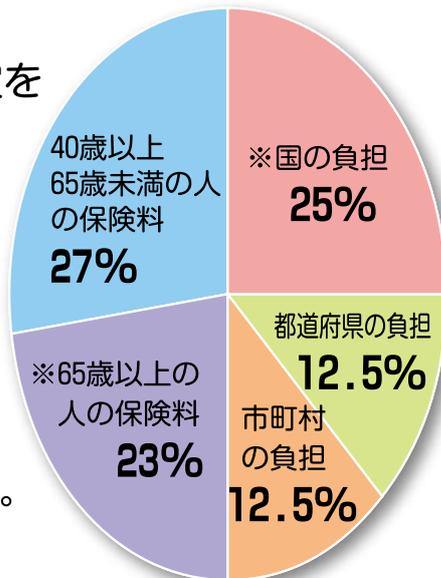
富士市（保険者）

介護保険制度の運営は富士市が行います。

介護保険の財源

- 要介護・要支援認定を行います。
- サービスの確保、基盤整備等を図ります。

※財源の負担割合と65歳以上の人の保険料は市町村によって異なります。



(地域支援事業の一部は財源構成が異なります。)

保険料は年金から天引きされるか、または富士市に個別に納めます。

要介護・要支援

交付

社会保険診療報酬支払基金

集めた保険料を市区町村へ交付します。

相談先

地域包括支援センター (P114.巻末参照)

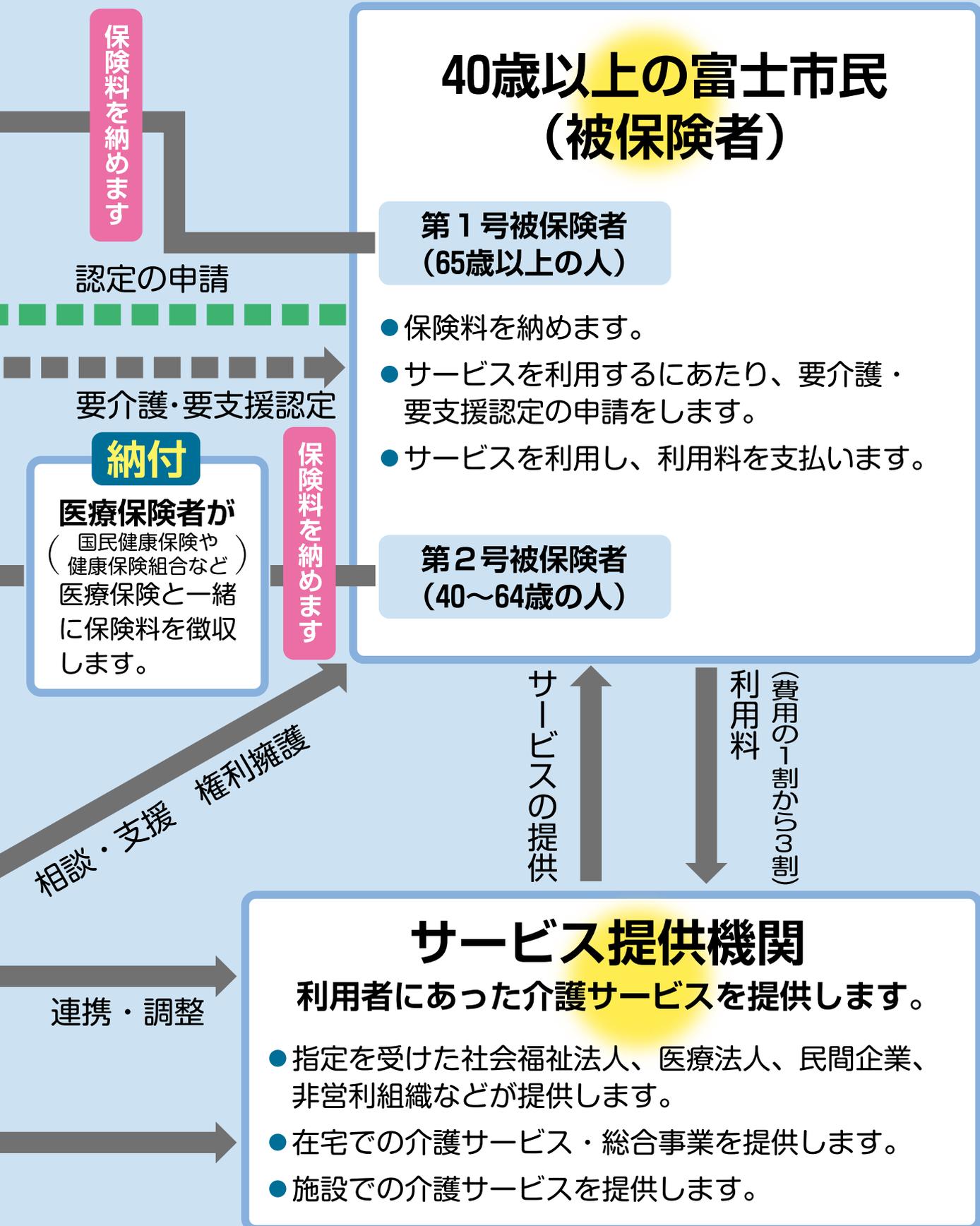
高齢者が自立して生活できるよう、さまざまな支援を行います。

- 高齢者の暮らしの相談を受けます。
- 高齢者の権利を守ります。
- 高齢者の介護予防をすすめます。

連携・調整

介護報酬（原則サービス費用の9割から7割）の支払い（市が静岡県国民健康保険団体連合会を通じて行います。）

介護保険制度は、わたしたちが住む富士市が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部（1割から3割）を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。



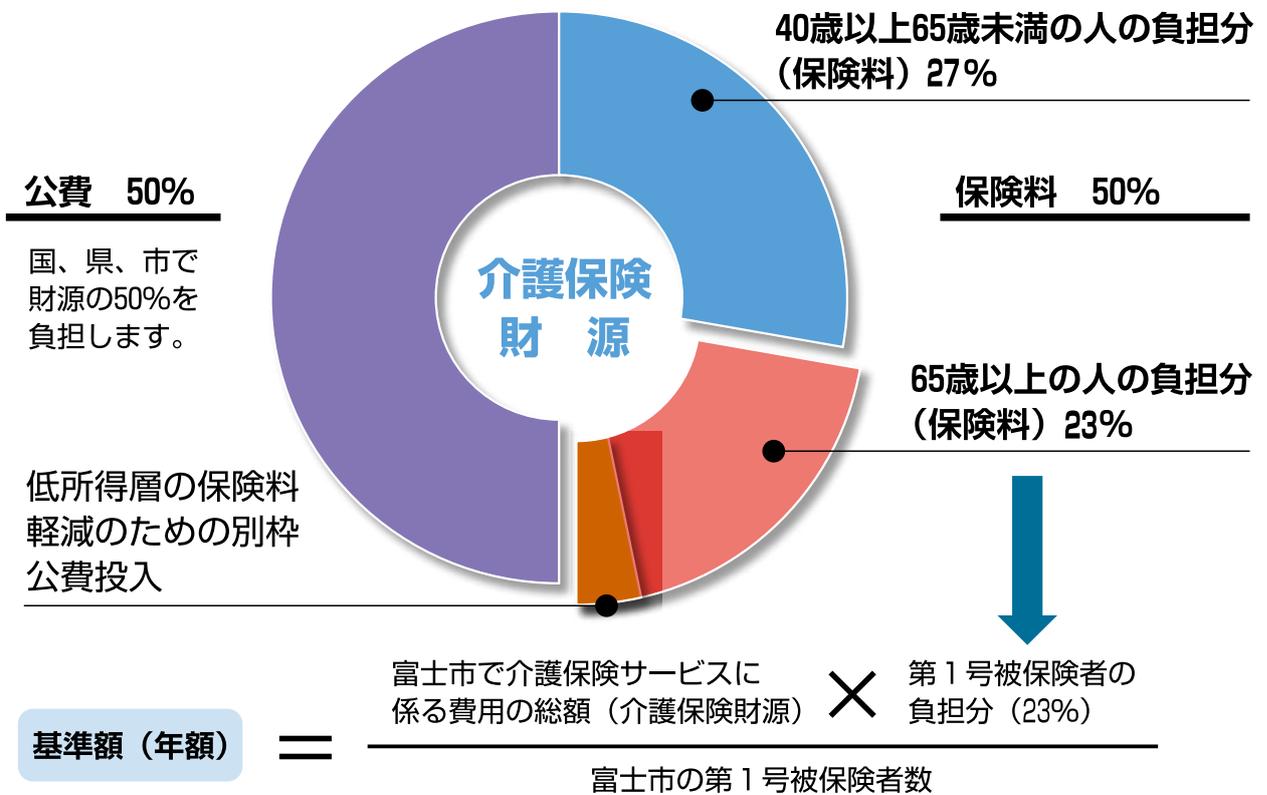
介護保険料と納め方

介護保険のサービスを利用する際に、自己負担分は実際にかかった費用の1割から3割ですが、残りの費用をまかなうために介護保険料や公費が使われます。介護保険制度を支えるために、保険料は40歳以上の人が納めることになっています。

65歳以上の人全員（第1号被保険者）

◆介護保険料の決まり方

富士市で必要とされる介護保険サービスに係る費用の総額に、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、富士市の第1号被保険者数で除した金額が保険料の「基準額」となります。

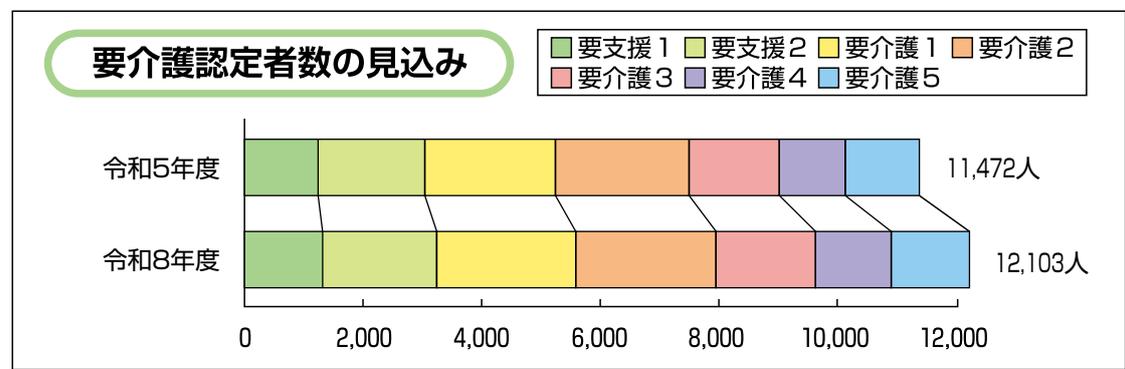


◆介護保険料の算定について

介護保険料は3年に1度見直しを行っています。第1号被保険者数は、増加傾向が続いており、令和8年度には72,148人となる見込みです。

第1号被保険者数の見込み		65歳～74歳	75歳以上	合計
令和5年度	32,405人	38,910人	71,315人	
令和8年度	29,721人	42,427人	72,148人	

要介護認定者数も、高齢者の増加に伴い増加傾向が続くことが想定され、令和8年度には12,103人となると見込んでいます。



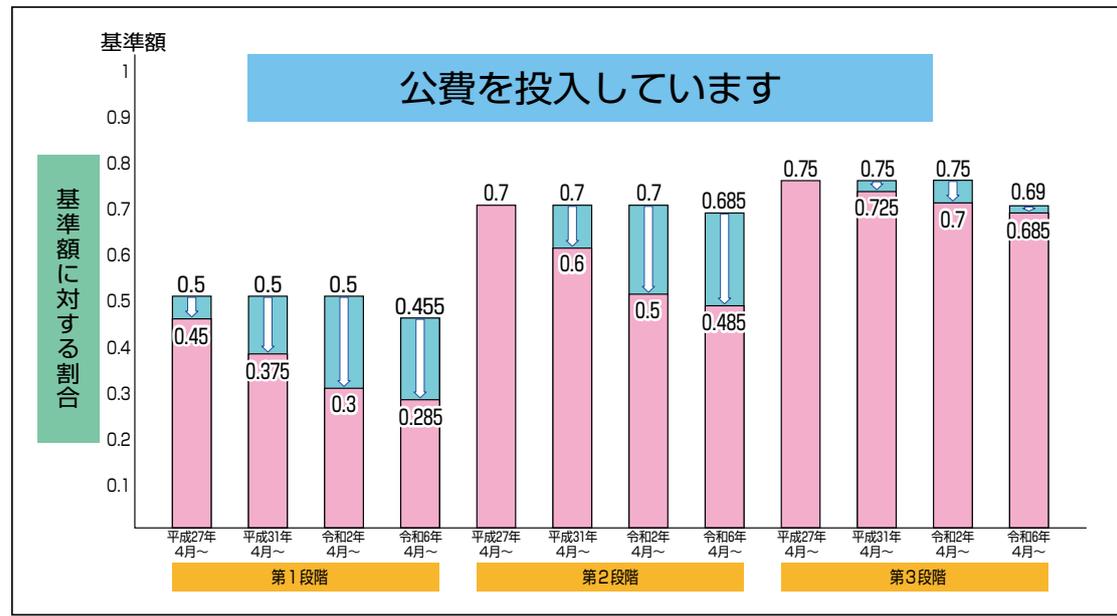
また、本市は、安心して介護が受けられるよう、地域密着型サービスの充実や特別養護老人ホームなどの施設整備を進めてきました。

こうした高齢者の実態や介護保険サービス利用者の増加、さらには介護報酬の改定により、介護給付費は、令和8年度に209億円となると見込んでいます。



令和6年度～令和8年度の第9期保険料基準額については、認定者数や介護サービスの見込費用額等の増加が見込まれることから、第8期保険料より増額となりました。

なお、負担の軽減を図るため、引き続き保険料設定の弾力化や、公費投入による第1段階から第3段階の低所得者への保険料軽減の強化を行っていきます。



◆第1号被保険者介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、前年中の所得等に基づいた段階別の保険料になっています。富士市では、保険料段階を13段階として、所得の低い人の保険料を軽減しています。

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料額 (年額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		基準額 × 0.285	19,836円	
第2段階	本人が 市民税 非課税	同世帯全員が 市民税非課税 である	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.485	33,756円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.685	47,676円
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人	基準額 × 0.85	59,160円
第5段階 (基準額)	本人が市民税課税者	同世帯に 市民税課税者 がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	基準額	69,600円
第6段階			本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.13	78,648円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	90,480円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.55	107,880円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.70	118,320円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.10	146,160円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人	基準額 × 2.25	156,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人	基準額 × 2.45	170,520円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人	基準額 × 2.70	187,920円

※「世帯」とは…

原則として、4月1日現在での住民基本台帳（住民票）の世帯。ただし、4月2日以降に富士市へ転入した場合や65歳に到達し第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれの転入日・到達日現在の世帯となります。

※「老齢福祉年金」とは…

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給されます。

※「課税年金収入額」とは…

税法上市県民税の課税対象の収入とされる公的年金等の収入をいいます。

※「合計所得金額」とは…

保険料算定対象年度の前年の年金、給与、不動産、配当などの収入金額から必要経費などに相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額の合計（第1段階から第5段階については、平成30年度税制改正による影響を調整した額）です。

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地、建物や株式の譲渡所得などがある場合は、特別控除前の金額をいいます。

介護保険料の保険料段階の判定に用いる合計所得金額は『租税特別措置法に規定する長期譲渡又は短期譲渡に係る控除額』を控除した額です。なお、合計所得金額が0円を下回った場合は0円とみなします。

合計所得金額の範囲			
総合課税される所得		分離課税（ある所得を他の所得と合算せず、分けて課税すること）される所得	
・ 利子所得	・ 給与所得	・ 長期譲渡所得 （土地建物等に限る）	・ 先物取引に係る雑所得等
・ 配当所得 （総合課税を選択された場合）	・ 雑所得	・ 短期譲渡所得 （土地建物等に限る）	・ 山林所得
・ 不動産所得	・ 譲渡所得	・ 株式などに係る譲渡所得等 （分離課税を選択した配当を含む）	・ 退職所得 （源泉分離課税分を除く）
・ 事業所得	・ 一時所得		

◆年度途中で第1号被保険者になった人について

65歳になられた人や転入により、年度途中で富士市の第1号被保険者になった人の介護保険料は、第1号被保険者になった月から年度末までの月数により月割りで計算されます。

《例》昭和34年8月12日生まれで、介護保険料段階が第4段階の人の場合 令和6年度の介護保険料の計算

59,160円 ÷ 12か月 × 8か月（令和6年8月～令和7年3月の月数） = 39,440円

年度途中で第1号被保険者になる人は100円未満切捨てとなるため、令和6年度の介護保険料は、**39,400円**となります。

◆介護保険料の納め方

保険料の納付方法には、「普通徴収」と「特別徴収」の2種類があり、場合によって「普通徴収」と「特別徴収」の併用になることもあります。

※特別徴収になるか普通徴収になるかは法令等により決められているため、被保険者の人が選択することはできません。

●普通徴収

口座振替かお送りする納付書により保険料を納めていただく方法で、特別徴収の対象となる人以外は普通徴収となります。

納期は7月から翌年2月までの年8回です。

2月から3月に第1号被保険者になった人や、保険料段階の変更の事由に該当したために、保険料段階が上がった場合など、3月から6月に納期を設定して納めていただく場合があります。

◆介護保険料の社会保険料控除について

介護保険料は所得税の確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。ただし、特別徴収（年金天引き）で納付された介護保険料は、年金受給者本人以外の方の控除には使えませんのでご注意ください。

申告については税務署又は市民税課へお問い合わせください。

★口座振替による納付

保険料の納付は口座振替が便利です。

お申し込みは、「富士市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳の届け出印を押して、金融機関に提出してください。（口座振替依頼書は金融機関又は介護保険課までお申し出ください。）

※取り扱い金融機関は、富士市内に本店・支店及び出張所のある金融機関になります。

65歳になる人へ、介護保険被保険者証と一緒に「介護保険料口座振替依頼書」を送付しています。

「介護保険料口座振替依頼書」にて口座振替の申し込みをする人は、同封の返信用封筒を使用して介護保険課へ提出してください。

なお、ゆうちょ銀行を希望される場合は、こちらの依頼書は使用できないため、直接ゆうちょ銀行で手続きしてください。

●特別徴収

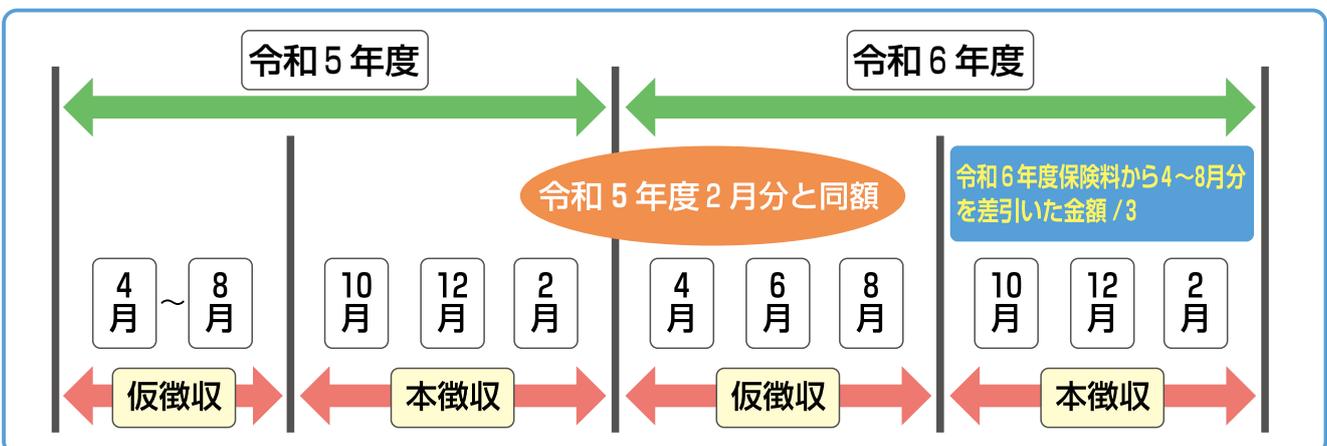
年6回（4月から翌年2月までの6回）、偶数月の年金支払日に、年金から天引きにより保険料を納めていただく方法です。

- ・特別徴収の対象となる要件に該当した時期等によっては、6回とまらない場合があります。
- ・保険料額の変更、年金の支給停止などによって、年度の途中で「普通徴収」に変更になったり、「普通徴収と特別徴収の併用」になったりする場合があります。
- ・65歳になられた人等は、年金天引きに切り替わるまで1年ほどお時間がかかります。

★特別徴収とは皆様の受給されている年金から保険料を天引きすることです

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を受給されていて、年間の受給金額が18万円以上の人は、受給額から保険料が天引きされます。

前年度から継続して特別徴収となる人の金額は、4月、6月、8月は前年度2月に天引きした金額と同額の金額が天引きされ、10月、12月、2月の金額は、6月に決定する年間保険料から4月、6月、8月分を差し引いた金額を年金より天引きさせていただきます。ただし、6月、8月の金額が4月の徴収額と変わる人もいます。



★年金の年間受給額が18万円以上でも特別徴収とまらない場合もあります。

- ・年度始め（4月1日）に年金を受給されていない人
- ・老齢福祉年金のみ受給されている人
- ・年度の途中で65歳になられた人
- ・年度の途中で他市区町村から転入された人
- ・年度の途中で所得更正により保険料が増額または減額になった人
（増額の場合は、特別徴収額は変更せずに、増額分のみ普通徴収となります。）
- ・年金受給が差し止められている人
- ・年金を担保に融資を受けている人
- ・年度の途中で受給されている年金の種類を切り替えた人
- ・老齢基礎年金のみ年金の受給を繰り下げている人（老齢厚生年金は受給）

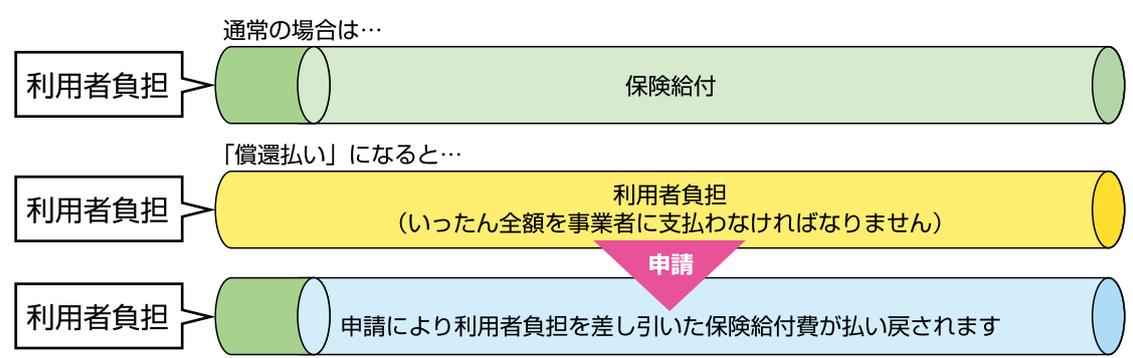
◆介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険制度は社会全体で要介護者を支えあう制度です。災害その他特別の事情がない限り、介護保険料を一定期間以上滞納している場合は、サービスを利用する際に、滞納期間に応じて次のような給付制限が行われます。また、保険料の納付について督促を受けた人が指定された期日までに納付しないときは、滞納処分により、財産の差押を行うことがあります。

●介護保険料を滞納していると

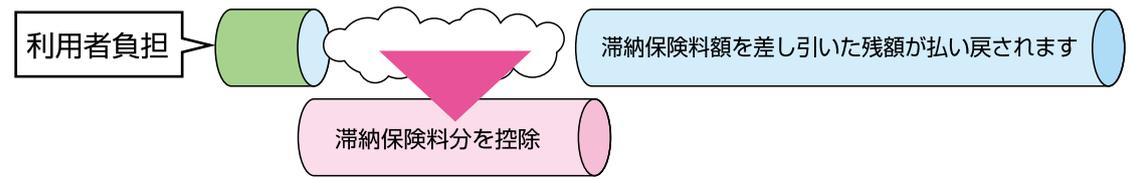
◎1年以上滞納している場合

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで市から保険給付分の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更になります。



◎1年6か月以上滞納している場合

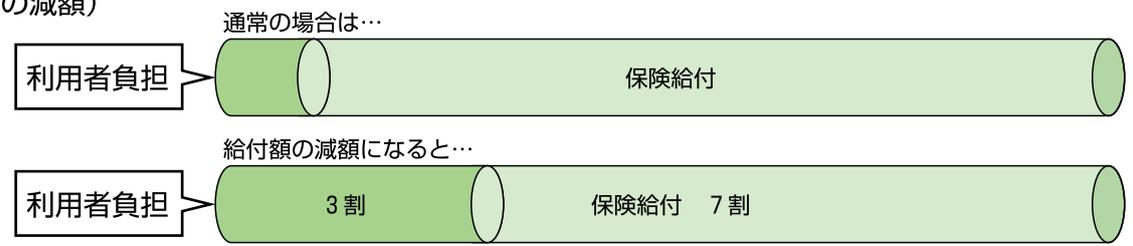
償還払いになった給付費の一部または全部を、一時的に差し止められるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。



◎2年以上滞納している場合

介護保険料を2年以上滞納すると、利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

(給付額の減額)



※所得が一定の基準より高い人が滞納すると利用者負担が4割に引き上げられます。

※災害など、特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や徴収猶予が受けられることがあります。その他、保険料や利用料を支払うと著しく日常生活が困窮するような場合には、介護保険課までご相談ください。

40歳以上65歳未満の医療保険加入の人（第2号被保険者）

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）は医療保険と合わせて介護納付金を納めます。

65歳の誕生月分からは、介護保険料として、単独で富士市へ納めます。

※賦課期日は誕生日の前日となるため、1日生まれの人は、誕生月の前月から第1号被保険者の保険料が賦課されます。

◆国民健康保険に加入している人

国民健康保険に加入している人は、基礎分（医療給付分）と後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせて、ひとつの国民健康保険税として納めます。

国民健康保険税＝基礎分（医療給付分）＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分

◆納税通知書は7月に発送します。

	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
	加入者の前年所得から計算した基準総所得金額	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯当たりの年間最高納付額
基礎分（医療給付分）	× 6.8%	24,000円	19,200円	650,000円
後期高齢者支援金分	× 2.3%	9,600円	8,400円	220,000円
介護納付金分	× 2.2%	15,600円		170,000円

※基準総所得金額とは、総所得金額等から43万円を引いた金額です。

国民健康保険税は、年間税額を納期数で除して納期毎の税額を決定しますので、誕生日以降の納付額が変わらないこともあります。

国民健康保険税の詳細は、国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課

☎55-2752

◆社会保険などに加入している人

●保険料の決め方

協会けんぽや健康保険組合等の加入者は、保険者ごとに決められた保険料率により算出します。

●保険料の納め方

協会けんぽや健康保険組合等の加入者は、健康保険料に介護保険料を上乗せした形で、給与から差し引かれます。

※社会保険料の金額に関することは、各保険者へお問い合わせください。



Q1. 介護保険料は何歳から何歳まで納めるのですか？

- A1.** 介護保険料は、40歳から納めていただきます。
 40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料(税)と合わせて納めていただきます。
 65歳に到達する月(誕生日の前日の属する月)からは、加入している医療保険の保険料(税)とは別に、富士市へ直接納めていただきます。
 なお、65歳以上の人は、介護が必要であれば何歳であっても介護サービスが受けられるため、年齢に関係なく毎年納めていただきます。

Q2. 65歳を過ぎても働いていますが保険料の二重取りにはならないのでしょうか？

- A2.** 介護保険料は65歳に到達する月から富士市に納めていただくため、医療保険者は65歳以上の人の介護納付金を徴収いたしません。
 国民健康保険税につきましては、年度の保険税を決定する際に、あらかじめ世帯員の65歳に到達する月以降の介護納付金分は除いて計算されております。
 お手持ちの納付書をご確認の上、詳細につきましては国保年金課へお問い合わせください。
 協会けんぽや健康保険組合などの加入者は、65歳に到達する月以降も介護納付金が給与から差し引かれている場合、40歳以上65歳未満の被扶養者の介護納付金が差し引かれている可能性があります。
 社会保険料の金額に関しましては、各保険者へお問い合わせください。

Q3. 前年に株式の譲渡損失があったため確定申告をしており、今年は株式の譲渡所得が出たため、繰越控除を適用しました。介護保険料が大幅に上昇しましたが、なぜでしょうか？

- A3.** 上場株式等(上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債など)に係る譲渡益を、特定口座内で源泉徴収することを選択した場合、年金や給与をはじめとする一般の所得とは分離して税額を計算し、源泉徴収することとされています。
 そのため、申告する必要はありませんが、申告することもできます。
 上場株式等に係る譲渡損失は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算ができます。
 また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。損益通算を行うと、株の取引を含め、所得を全て合算することとなるため、上場株式等に係る譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等が『合計所得金額』に含まれることとなります。
 介護保険料を算出する指標に使われる『合計所得金額』には繰越控除は適用されません。
 申告したことにより分離課税された上場株式等に係る譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等の金額が影響し、保険料額が増える場合が考えられます。
 ※申告することで、税負担が少なくなる分とそのほかの負担が増える分が生じ、最終的な負担額が増える場合もあります、十分、ご注意ください。
 不明な点は申告される前に関係部署にお問い合わせください。